

平成27年度 第1回
鳥取県西部広域行政管理組合建設工事等入札・契約審議会会議録

日 時 平成27年6月23日(火)午後3時
場 所 米子市淀江支所2階 第3会議室
出席者 委員：田中会長、勝田委員、前谷委員、小林委員、村山委員
事務局：八幡局長、神庭次長、安藤次長、西田課長、板井主査、藤山課長、桑垣補佐、針田係長、高橋係長、小林係長、林原係長、渡邊主幹、伏野主幹
傍聴者 1名
議 題 1 報告事項
(1) 制度改正等について
(2) 前回の審議会意見に対する報告について
2 審議事項
(1) 入札及び契約の運用状況(平成26年度予算に係る契約分)について
(2) その他
配付資料 1 入札制度改正の状況について
2 入札及び契約に関する意見に対する報告について
3 入札及び契約の運用状況 抽出案件資料(平成26年度予算に係る契約分)

会議内容

(日程1) 開会 14:55

田中会長 委員の皆さん、大変お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。そして事務局の皆さん、大変お世話様でございます。それでは5分ほど早いです、平成27年度第1回鳥取県西部広域行政管理組合建設工事等入札・契約審議会を開会いたします。今日の審議会は審議案件10件ということになっております。委員の皆さんの忌憚のないご意見をいただきながら、真摯に審議をしていきたいと思っております。それでは、日程に従いまして進めさせていただきます。
それでは事務局長さんより、ご挨拶をいただきます。

(日程2) 事務局長あいさつ

八幡局長 4月から西部広域の事務局長となりました八幡と言います。よろしくお願いたします。委員の皆さまには、日頃より本組合の様々な活動に対して、ご理解とご協力をいただいておりますこと、心より感謝申し上げます。
また、本日は平成27年度第1回建設工事等入札・契約審議会ということで、委員の皆様方にいろいろな協議、又はご意見をいただいとと考えております。本日の審議会の方では、報告事項の2点、審議案件の1件を上げさせていただ

いておりますので、先程、会長の方からもございましたけれども、慎重審議いただき、忌憚のないご意見等をいただければと考えておりますので、本日はよろしくお願いたします。

(日程3) 報告事項

田中会長 ありがとうございます。それでは、会議日程に従いまして報告事項に入らせていただきます。

 日程3の報告事項、(1) 制度改正等について事務局からの報告をお願いいたします。

林原係長 はい、会長。

田中会長 はい、どうぞ。

林原係長 事務局総務課入札財政係の林原です。よろしくお願いたします。座ってご説明させていただきます。

 説明の前に本日の会議資料の確認をさせていただければと思います。

 まず、A4、縦1枚もので、本日の会議日程をお配りしております。資料の方が資料1で入札制度改正の状況について、資料2の方で入札及び契約に関する意見に対する報告について、資料3の方が入札及び契約の運用状況で抽出案件資料となります。それとA4、横1枚もので委員さんにご指定いただきました指定審議案件一覧と委員さんの名簿となっておりますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

田中会長 皆さん、よろしいですか。

 (「はい。」という声あり)

田中会長 よろしいようです。続いてお願いたします。

林原係長 それでは報告事項1ということで、制度改正等についてご説明させていただきます。

 資料1をご覧くださいませでしょうか。こちらは前年度の審議会以降、本年5月までに行いました制度改正につきまして報告をさせていただくものでございます。この間の制度改正といたしましては、2点ございまして、まず1点目が最低制限価格の算定式の見直しでございます。こちらは本審議会の方でも、ご意見いただきまして平成25年度から失格者が発生する案件の対応について、ご意見いただいた中での対応しながら、また、24年度から入札参加者に対するアンケート調査等も実施いたしまして分析を行ってきたところでございます。また、最低制限価格制度につきましては、全国的な全般の流れといたしまして、平成23年、26年に引き上げの方が行われてきたところでございます。そのような中でアンケート調査や分析を行いましたところ、工事費、これは直接工事費になるんですけども、この中に機器費が含まれる案件につきましては、新しい算定式で最低制限価格を算定いたしますと、予定価格に極めて近い金額となる案件が見受けられましたことから、構成市町村の例を参考といたしまして、機器費に相当する部分には0.9を乗じて最低制限価格を算定するように

平成26年5月に算定式の見直しを行ったものでございます。こちらの算定式の見直しでございますが、昨年度、失格者に対する意見の対応ということで、こちらの審議会でも報告をさせていただいておりました、見直し後の失格者の状況につきまして、こちらの方、調査を行っております。調査結果につきましては、次の2番の審議会意見に対する報告の説明の中でご説明させていただきたいと思っておりますので、こちらでは省略させていただきます。

次に2点目の制度改正ということですが、資料の2ページをご覧くださいればと思います。こちらの方が2 参集方式の入札で参加者が1者になった場合の対応についてでございます。これは当組合の議会議員さんからの一般質問がございまして、検討していただきたいとの要望がございましたことから、対応の検討を行ったものとなりますけれども、従来は参集方式の入札の場合1者でも入札を執行しておりましたけれども、本年5月から対応を変更いたしまして、3ページの方に大まかなフロー図を載せておりますけれども、参加者が1者ということが明らかとなった時点で入札を中止いたしまして、もう一度、改めまして再度公告入札をしております。それで再度1者であれば、地方自治法施行令167条の2第1項第8号の規定に基づきます随意契約の方法により契約を締結することに対応の変更を行ったものでございます。こちらの入札・契約審議会では、主に工事案件の方が審議案件となっておりますが、工事の案件につきましては郵便の入札方式を行っておりますので、大部分は関係ないですけれども、今回の指定案件の中にもございました、4件ほど測量等業務、工事に係ります委託業務につきましては審議案件となっております、こちらの方は、参集方式によって入札を行っておりますので、今回のこの改正についても、こちらの方に報告をさせていただくものでございます。制度改正等についての報告は以上でございます。

田中会長 はい、ありがとうございました。

委員の皆さん、只今の説明について何かご意見、ご質問がございましたら、お願いをいたします。

前谷委員 はい、いいですか。

田中会長 はい、どうぞ。

前谷委員 今年の5月から新しい方式ということでやられたということですが、普通に考えたら入札に手を挙げて1者で中止しますというのは、もちろん1者だったら中止することは言うておられると思うんですけど、実際、何かありましたか。こういうやり方になったものは、あったんでしょうか。

田中会長 他に関連意見はありますか。宜しいですか。それでは取り敢えず事務局から説明をお願いします。

林原係長 こちらの該当案件ですが、5月以降先週ぐらいまでですが、2件該当ございまして、2件とも再度公告入札を行いましたけれども、もう一回、1者の参加でございましたので、最終的には随意契約という形の対応を行っております。

田中会長 宜しいですか。その他にございませんか。

村山委員 はい、いいですか。

田中会長 はい、どうぞ。

村山委員 1番の最低制限価格の改定の話で、機器費が含まれる案件の失格者が多く発生するのは、何らかの原因があるものなのかというのが1点、聞きたいことです。それから、もう一つ、構成市町村の例を参考にして、機器費相当経費に0.9を乗じるというのは、これは実際に周りの市町村で一般的に0.9を掛けて行われているものかどうか、この2点を教えていただきたいと思います。

田中会長 関連の質問はございますか。はい、事務局、今の2点の質問について、ご説明をお願いいたします

林原係長 まず、構成市町村の件でございますが、こちらの方は米子市さんの方が実際に何年か前から対応しておられまして、他の市町村について明確に調べておりませんが、一応、うちの方が当初米子市の入札制度を見習って始めた経緯がございまして、こちらの方を参考に0.9の対応をさせていただいているものでございます。

もう一点は、機器費がある案件で最低制限価格が高くなる理由と言うことで宜しいでしょうか

村山委員 はい。

林原係長 今の最低制限価格の算定式の中で、どうしても機器費の割合が高くなりますと、経費率を掛けていくわけですが、そちらの方の機器費があるもの、無いものも同じ算定式を使っております、どうしても機器費があるものが他の経費率の掛け率が若干違ってまいりますので、そうすると機器費の部分に係る率が、あるものはどうしても高くなって、最低制限が若干高くなるという形になると思われまます。

田中会長 村山委員さん、いいですか。

村山委員 はい。ありがとうございます。

田中会長 その他、ありますか。それでは、報告事項1については、質疑、質問は終わらせていただきまして、次に行きます。報告事項2番目、前回の審議会意見に対する報告についての説明をお願いいたします。

林原係長 はい、会長。

田中会長 林原さん、どうぞ。

林原係長 はい。座って失礼いたします。

続きまして、報告事項2番、前回の審議会意見に対する報告について説明をさせていただきます。資料2の方をご覧くださいませでしょうか。こちらの7ページの方に昨年6月25日に開催いただきました当審議会における、入札及び契約に関する意見書載せております。昨年度の審議会では「参加者数が少ないことについての対応策について検討いただきたい」という意見をいただいております、その対応について報告を行うものでございます。資料の1ページに戻っていただきますと、参加者が少ない入札案件ということで、こちらの方、過去3年間分の参加者が1者だった案件となりますが、そちらの方の案件

を抽出いたしまして、状況を確認しております。状況といたしましては、3ヶ
度分で、該当する案件が合計で23件ございました。そのうちの18件は、申
し込みの時点から、1者しか参加者がいなかった案件でございまして、こちら
の18件につきまして、事業担当課も含めまして、1者参加となった何らかの
原因が考えられないかという点について協議を行っております。案件ごとに、
参加者が少なかったことの原因の考察につきましては、資料2ページの方にそ
れぞれ案件の状況を載せておりますが、協議結果といたしましては、18件の
うち、14件につきましては、工事の内容上、工事の交換部品ですとか、更新
部品、こちらの方に汎用品を使用できず、専用のものを使用せざるを得ない
ということから、参加者が施工メーカーですとか、機器メーカーに限られてしま
ったのではないかと考えております。残りの4件でございますが、こちらの方
は工事の内容に特殊性はございませんでしたけれども、工事の発注時期、こち
らの方が年度末にずれ込みまして、参加者が少なくなった可能性もあるのでは
ないかというふうに考えておりますが、明確な理由は不明でございます。この
様な中で、その対応といたしまして、まず1点目でございますが、当組合の入
札案件で発注件数が多い、管工事、電気工事、建築一式工事、機械器具設置工
事、こちらの参加資格を有する業者さんに対しまして、入札方法について改め
て周知をさせていただいております。周知につきましては、今の本組合の入札
制度を立ち上げました平成20年2月でございますが、一度、全ての入札参加
業者、これは工事に限らず物品、役務もですけれども、当時で約2,700者
ぐらいございましたけれども、そちらの全てにお知らせのはがきを送付させて
いただくと共に、併せまして組合構成市町村の広報誌の方にもうちの入札制度
の方法が変わった旨の記事を掲載いたしまして、周知をいたしておりましたけ
れども、26年7月先程のところですけども、改めまして該当、約400者
ぐらいございましたが、ファクシミリでございますが、そちらの方で改めて入
札方法についてお知らせを行ったものでございます。併せまして、入札参加申
込に当たっては、最初に組合ホームページを確認いただくこととなりますの
で、組合ホームページに入札案件が公表されるということ、こちらの方は毎
年1月に構成市町村の広報への掲載も行っているところではありますけれども、
ホームページの存在自体の周知方法も、今後検討していこうと考えております。
2つ目といたしましては、今後の発注につきまして、発注時期、工期等につき
ましては、出来る限り配慮いたしまして、参加がしていただきやすい様な工事
の条件とするように努めているところでございます。こちらの方は調査した案
件の中に、先程ちょっと申しましたが、発注時期がどうしてもそこに、必ずな
るものではないのですが、年度の12月、1月にずれ込んでしまったものがご
ざいまして、工事期間がギリギリになった案件ですとか、工事場所が寒いとこ
ろですけども、そういった時期になってしまったというようなことがございま
したので、なるべく参加される方にそういった不利なことが無いような形の
発注を努めていこうと考えておるものでございます。3点目でございますが、

従来、工事の入札の発注見通しというものを組合ホームページの方に公表させていただいておりましたけれども、工事の前に設計業務等の案件も入札を掛けることとなりますので、そちらの方の案件の見通しも公表することとしております。これは、今年度分の入札から4月早々に公表しておりますけれども、これらの公表を行うことによりまして、後々の工事の案件の紹介にもなるのではないかと考えておるところでございます。

なお、資料の3ページの方が、今回、測量等業務ということでホームページに載せております内容のものとなっております。資料の4ページから6ページでございますが、こちらの方は過去の審議会におきましてご意見をいただいた事項となっております、継続して調査を行っておりますもので、例年と同様に、参考でございますが、審議会へ報告をさせていただくものでございます。資料の4ページでございますが、こちらに平成23年度から26年度までの随意契約の状況、それと入札参加者の辞退理由のまとめたものを年度ごとに載せております。隣の資料5ページでございますが、こちらが平成26年度の入札におきまして、失格者が発生いたしました案件のアンケートの調査結果を載せておるものでございます。最後の資料6ページでございますが、先程の制度改正の中でお話しさせていただきましたが、昨年度の審議会意見の対応ということで行っております、最低制限価格の算定式の見直しでございますけれども、これを見直し前と見直し後の状況を比較して調査をさせていただいてものでございます。平成26年度におきましては、機器費を含む案件が6件ございまして、こちら右側の方の失格者数というのが算定式の見直しを行わなかった場合の失格者数ということで、こちらの方が見直し前は8者が失格となっておりますけれども、左側の失格者数が実際の失格者数になりますが、見直しいたしましたところ、失格者の方は3者とどまったという結果になっております。、案件につきましても、見直し前であれば失格者の方が発生した案件が3件となっておりますけれども、見直しを行いました結果、失格者の発生案件は1件という形になっておりまして、見直しによる一定の効果があつたのではないかと考えております。以上の方が前回の審議会意見に対する報告でございます。

田中会長

はい、ありがとうございます。これについて、委員の皆さんからご意見ご質問がありましたら、どうぞ発言してください。

勝田委員

はい。

田中会長

はい、勝田委員、どうぞ。

勝田委員

資料2の1ページなんですけれども、2番に該当案件の状況ということで、調査された結果が載っているのですけれども、その中でその結果18件のうち14件は工事の交換部品や更新機器が汎用品ではなく専用のものとなっております、入札参加者が施工メーカー又は機器メーカーに限られているという結果になったということで、調べられておられるのですが、今後の対応の方に、この部分の対応が書いてない。難しい問題だとは思いますが、更に時間を掛けてでも、このところの状況調査をされたのであれば、何かちょっと行動を取れるものが

あれば、やっていただきたいなと思います。どうでしょうか。

田中会長
八幡局長
田中会長
八幡局長

はい。今の質問、意見について、事務局からお願いします。

はい、会長。

はい、事務局長、どうぞ。

今、言われるところ、難しい専門的な機械であったり、専門的な技術であったり、また、特許が発生しているとか、いろいろな要因があると思うのですが、私も以前、米子市の方におりまして、どうしても地方というところになりますと、対応できるメーカー、又は対応できる販売店が限られているというところがございます、出来るだけ広範囲に、そういう業者の方を選べるような仕組みというか、そういうものも考えていけないのかなというふうに考えております。その為にも、関係する市町村の方でもいろんな取り組みをされてはおりますので、改めてその辺も調査、研究していきながら、当然生かせるものについては、西部広域の方にも取り込んでいきたいということを考えておりますので、一長一短でいうことはないと思いますけれども、そういうことも肝に銘じながら進めていきたいと考えております。

田中会長
勝田委員

宜しいでしょうか。

18件のうち14件という重い数字ですので、一つご検討いただけたらと思います。

田中会長
小林委員
田中会長
小林委員

よろしく願いいたします。その他、ご意見ございますか。

はい、会長。

はい、小林委員、どうぞ。

今の勝田委員さんのご発言に関連してなんですけれども、他の市町村でそのようなメーカーが地方ではあまり無いなどという問題は、すぐに解決出来ることとは思えないのですが、他の市町村ではどのような方策を取っておられるかご存じでしたら、お教えてください。

八幡局長

先程、他の市町村を調査というところを、逆に言うと、その辺も含めて、勝田委員がいろいろ言われました様に、こういう指摘をしたんだから、これぐらいの数があるんだから、その辺もきちんと調べておきなさいよという意味合いもあるのかなというふうに考えておりますので、現時点で関係する市町村がこれに特化した様な取り組みをしているかということは把握もしておりませんので、改めて、その市町村も含めた、他の広域の取り組みともございますので、その辺も調査、研究、検討して行きたいと考えております。

小林委員
田中会長

ありがとうございます。

よろしいですか。今、局長さんからお答えがあった様に、非常にこの広域の施設が専門性が高いとか、汎用性がないとか、専門性が強いでしょうね。大変、対応が難しいように、私も思いますけれども、それは財政問題にも関わってくるのだと思いますので、十分にご検討をお願いしておきたいとおもいます。その他、ご質問等ございますか。よろしいですか。

(「はい。」という声あり。)

田中会長 無いようでありますので、報告事項の質問は以上で終わらせていただきまして、審議事項に移らせていただきます。

(日程4) 審議事項

田中会長 それでは、日程に従って、4審議事項に入ります。1番目の入札及び契約の運用状況についてでございます。これにつきましては、事前にそれぞれの委員さんから抽出案件の提出をいただいております。まず提出いただいた委員さんから理由や質問等をいただきまして、その後、事務局から説明をしていただき、審議に入りたいと思います。案件番号順に行きますので、よろしくお願いいたします。まず、案件番号4、エコスラグセンター各機器補修工事について、村山委員さんから抽出いただいております。説明の方よろしくをお願いいたします。

村山委員 こちらにつきましては、金額が大きいのと失格者が3名あるということで、失格になった経緯等を確認したくて、こちらを選ばせていただきました。こちらにつきましては、以上になります。

安藤次長 はい、会長。

田中会長 はい、どうぞ。

安藤次長 事務局環境資源課長の安藤でございます。よろしくお願いいたします。ご質問について、適正な予定価格になっていたかという形の答え方でよろしいでしょうか。

村山委員 はい。

安藤次長 この工事の積算につきましては、廃棄物処理施設点検補修工事積算要領に基づきまして、積算されておまして、これは一般に公表されておりますが、その体系に従って全て積算をしております。また、当該工事には材料費の中に交換部品費が含まれておまして、この算定にあたりましては3者から事前に見積りを取って、それに査定率を掛けまして、積み上げをしておりますので、予定価格は適正に算出していると考えています。よろしいでしょうか。

田中会長 村山委員さん、ご意見等よろしいでしょうか。

村山委員 はい。

田中会長 その他の委員さんで、この案件4番について、ご意見ご質問ございますか。無いようですから、次に進みます。案件ナンバー17、米子浄化場凝集助剤溶解装置更新工事、この案件も村山委員さんです。よろしくお願いいたします。

村山委員 はい。こちらを選んだ理由と致しまして、参加者数が1者のみで、落札率が100%ということで、このあたりの・・・先程の前回指摘事項に対する報告にありましておとり、入札参加希望者への周知方法の話について確認をしたかったので、先程の説明でその辺は終わっているんですが、落札率が100%というところが、どういう経緯か確認したかったので選ばせていただきました。

田中会長 はい、それではその当たりの説明をお願いいたします。

神庭次長 はい、会長。

田中会長 はい、どうぞ。

神庭次長 事務局次長、総務課長の神庭です。よろしくお願いたします。座って説明説明させていただきます。この案件は最初に公表した時点で、参加申込みが1者ありまして、この1者が辞退をいたしまして、入札参加者がなくなったことから、工期等を見直しまして、再度公告入札を行いましたところ、最初、入札の申込みをした者とは別の者が申込みを行いまして、入札を実施いたしました。その結果、その入札業者が予定価格と同額で入札を致しましたため、落札率が100%になったというふうに考えております。また、現在、実施しております参加希望型指名競争入札は組合構成市町村において指名競争入札の参加資格を持っていることなどの入札参加条件を満たして、入札に参加する希望がある者は全て参加できる制度としておりまして、先程も説明してございましたとおり、平成20年度のこの制度の導入にあたりまして、制度の概要、入札参加者の募集方法、参加申込みの仕方などについて、組合構成市町村の指名競争入札の参加資格を有する者、全てに対しお知らせのはがきを送付して周知しております。個別の入札案件の入札参加者の募集につきましては、入札案件を組合ホームページに掲載して、入札参加者を募集しているところでございます。以上です。

田中会長 はい、説明でご理解いただけましたでしょうか。

村山委員 はい、100%とは予定とぴったり一致したということなんでしょうけども、これについては必要な段取りを取られたので、これでよろしいかなと思います。

田中会長 はい、その他の委員さん、何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(傍聴者退席)

田中会長 傍聴者はおられませんか。随意契約、業務につきましては非公開の会議となっております。傍聴者は退席されましたので、ナンバー19から審議を進めてまいりたいと思います。それではナンバー19、エコスラグセンター溶融設備等補修工事についてであります。勝田委員さん、前谷委員さんからの抽出でございます。それぞれからご説明をお願いいたしますが、書いてある順序のとおり勝田委員さんから先、お願いいたしましょうか。

勝田委員 ナンバー19、エコスラグセンター溶融設備等補修工事ですが、これを抽出するにあたって、一覧表を見ていましたら、エコスラグセンターの補修工事の名称が25年度と26年度と同じ名称が続くのですよね、同じところがいつも壊れるのかなと思って、見ていたんですが、そこで19番のところ去年もエコスラグセンターの溶融の部分で大きい工事があったということで、今年も同じように工期は一杯一杯取ってありますし、4月から翌年の3月一杯まで工期が取ってありますし、金額の大きい随契です。昨年説明を受けて納得はしているんですが、もう一度、説明の方をお願いできたらと思いましたが、随契理由ですね、業者選定と。

田中会長 はい、前谷委員さんからも説明をお願いします。

前谷委員 一緒です。

田中会長 一緒ですか。抽出について説明はいいですか。

前谷委員 はい。

田中会長 前谷委員さんも同様な意見のようです。事務局の方から説明をよろしく願
いいたします。

安藤次長 はい、会長。

田中会長 はい、どうぞ。

安藤次長 まず、勝田委員さんの方から質問がありました工事概要についてでございま
すが、エコスラグセンターは、熔融炉で焼却残渣と不燃残渣を 1,400℃の高温
で 24 時間連続運転により熔融処理をしております、熔融スラグ化をしてお
ります。本施設建設メーカーというのはユニチカ㈱という会社でございませ
ども、ここが独自の技術により設計・施工した施設でありまして、特殊で多種
多様な設備機器から構成されております。当該工事につきましては、本施設の
主要部分であり、また、プラント全体の性能に影響を与える熔融設備機器を補
修するものでありまして、各機械設備の修繕工事、熔融炉の耐火物等の整備を、
運転維持管理業務と連携しながら年間を通して施工しております。具体的に言
いますと、熔融処理をする熔融炉の耐火材等の更新工事、排ガスの熱を利用し
て再利用する空気予熱器の耐火材等の更新工事、排ガス通風設備の部品更新工
事及び熔融炉等に付帯する機械設備の部品更新工事、これを 1 4 回に亘って実
施するものでございます。先程、毎年、同じ名称のものが挙がってくると仰ら
れておりましたけれども、毎年同じものの工事もございませし、2 年に 1 回と
いったものもございまして、計画を立てまして、それに基づいて年間を通して
やっている工事でございます。

次に随契理由ということでございます。これは前谷委員さんも質問でござい
ますけれども、これは施設を適正に維持管理し、安全かつ安定的に熔融処理を
行うためには定期的な補修工事が当然、必要となります。補修工事の内容は、
先程も説明させていただいたとおりでございますが、高度な技術力を保有し、
かつユニチカ㈱の独自技術に精通・熟知していることが必要不可欠となります。
また、熔融炉は 2 基ありまして、基本的には交互に運転、休止を行っておりま
すが、工事は熔融炉の片方の休止期間中の実施を基本としておりまして、年間
の運転計画に基づき適切な時期に短期間で効率的に実施する必要がある他、溶
融炉の 2 4 時間連続運転を維持するため緊急時の迅速な対応も必要となりまし
て、施設の運転管理業務委託業者と密接に連携を図ることが求められておりま
す。したがいまして、本補修工事の実施につきましては、施設建設メーカー以
外では不可能と考えておりまして、ユニチカ㈱と随意契約を交わしておいま
したが、平成 2 4 年 4 月にユニチカ㈱はエスエヌ環境テクノロジー㈱に対しまし
て環境事業部の譲渡を行いまして、人材ともども移管したことから、2 4 年度
以降はエスエヌ環境テクノロジー㈱と随意契約を締結しております。以上で
ございます。

田中会長 はい、説明終わりましたが、勝田委員さん、前谷委員さん、質問がございま
したらお願いいたします。

勝田委員　　これ以上は、質問はありませんけど、先程の案件と一緒に18件中14件が1者。その中で汎用性が無い、メーカーに絞られるというところがありましたので、その辺がずっと続くのかなと気はしております。以上です。

前谷委員　　そうだと思います。もっと小分けにするとか、そういうことは出来ないのでしょうか。技術的にも、そういう補修工事を、随契をするにしても。

安藤次長　　はい、会長。

田中会長　　はい。

安藤次長　　この工事につきましては、無理ではないかなと考えておりますし、ただ、他の工事につきましては、詳しくは私も以前のことは分かりませんが、そういったこととか、後、メーカーしか知らないような、例えば図面とか、そういったものを出していただいて、随契から入札に替えたような案件も今まで何件かありまして、平成19年当時は数パーセントの入札しか無かったものを、現在では30パーセントくらいまで上げてきているような努力はいたしております。

田中会長　　よろしいですか。この案件で、その他のご意見ご質問ございませんか。よろしいですか。

(「はい。」という声あり。)

田中会長　　それでは、次に進みます。ナンバー20、リサイクルプラザ回転式破碎機補修整備について、小林委員さんからの抽出でございます。説明の方、よろしく願いいたします。

小林委員　　これも恐らく特殊部品で専門性が高いものだと思うんですけども、なので随契なのは私としては納得しておるんですが、見積回数が多いものがどういう経緯をお伺いしてみたいと思ひまして、その中でも金額が大きいものをお伺いしました。いただいたものを見ますと11ページのところに見積調書があつて、そちらの調書を見ますと4回のリダクションを経て、7割ぐらゐの金額まで下がつてきているんですが、これは、この間にもし何があつたかというのを、お伺いしてもよろしければ、どうしてこのように同じ業者で4回、見積りが下がっていくのか、専門性が高い部品にも関わらず下がっていくのか、専門性が高いから一発で決まらないのかなと思ひてしまうんですけども、何かご事情ご存じでしたら、教えていただければと思ひます。

安藤次長　　はい、会長。

田中会長　　はい、どうぞ、お願いします。

安藤次長　　まず、随契とした理由についてですが、他の案件と違ひまして、当該工事の対象設備であります回転式破碎機は、平成25年度の基幹改良工事において平成26年3月に更新した設備でございます。平成28年3月までの2ヶ年間は瑕疵担保期間となっております。この期間におきましては、補修工事を瑕疵担保の責任を有する業者以外に施工させますと、それが当初の設置業者の瑕疵なのか、それから補修をやつた業者の責任なのか、その当たりが曖昧になって来ますので、この2年間の期間におきましては、その瑕疵担保の責任を負う設備

の設置業者と随意契約をしまして補修等を行わせることとしております。ということで、随意契約にしております。続いて、見積回数が多いということですが、先程申しましたとおり設備が設置されてから、まだ時間が経っていないものですから、補修内容等につきましては、設備の設置業者との協議によって決定しますほか、基幹改良工事の契約によって瑕疵担保期間中に必要となる材料、部品、これについては無償で納入させる契約になっておりますので、この補修工事につきましては、工賃と経費のみで工事費の積算をしております。労務単価経費率につきましては、業者の基準とは関係のない県単価等を使用しております、積算結果によって業者の見積金額より安い金額となって、少しづつ下げて、出来るだけ高い金額で契約ということで、何回かの見積りになったと考えております。

神庭次長

はい、会長。

田中会長

はい、どうぞ。

神庭次長

今の見積回数の補足説明でございますが、随意契約の工事請負契約におきましては、予定価格を作成いたしまして、見積依頼を行います。入札の場合と異なりまして、予定価格を事前に公表いたしませんので、従いまして見積価格が予定価格に達するまでは相手方が対応できる限り何回でも見積書の徴取を行いますので、今回は結果的に4回目の見積りが予定価格を下回ったということでございます。補足で説明させていただきます。

田中会長

よろしいですか。

小林委員

はい、分かりました。

田中会長

その他のご意見はございませんか。無いようですので、次に進めさせていただきます。案件ナンバー29番、米子浄化場ロータリーアトマイザーほか補修工事、村山委員さんの抽出でございます。よろしくお願いいたします。

村山委員

こちら今までずっと来たように特殊技術に基づく随意契約ということで同じような内容であろうと思いますが、頂いた資料の方に4つの工事の随意契約に該当する理由が載っております。全部、非公開情報に基づくものというところかなんでしょうけれど、これ4つは別々に随意契約することは出来なかったのかなというのが1つと、後は、ここだけの問題ではなく、こういうのはよく分からなくて確認しておきたいのですが、補修工事というのは補修の周期というのは、どういう形で決まってくるのかなというのが分からなくて、そこを一緒に教えていただけると有り難いです。

西田課長

はい。

田中会長

はい、お願いします。

西田課長

施設工事課長の西田でございます。よろしくお願いいたします。まず、随意契約ということですが、先程から出ていますが、西部広域というのは特殊設備で特殊な機械が多いということで、米子浄化場につきましても沢山の工事はあるんですけど、この4つの工事につきましては、いずれの工事も当該業者が考案、設計した機器に関する工事でありまして、補修整備、調整等と書いてあります

とおり、技術情報は非公開としているというところで、随意契約という方法になっております。もう一つ、「ほか」補修工事というものが、別の工事にならなかったのかというご質問ですが、この工事、一つの業者が行いますので、工事を別々に行うよりは一括で集中して行う方が期間も短期間で出来ます。短期間で出来るということは、その施設の通常業務、経営及び運転業務に関する影響が最小限となります。別々にして、動いている機械を何回も止めるというよりは、一回に集中した方が、その影響が少ないということが一つと、また、別々に工事を行うよりは一括して行う方が、工事の労務費といった経費の軽減が図られる、別々に行いますとそれぞれ経費がかかりますので、その様な理由によって、一括工事が有利と判断しております。それと工事の周期ですけど、この周期につきましては、毎年定期的に機械について修理を行っておりますけど、それを今までの補修経過等、いろいろ調査いたしまして、計画を作成しております。以上でございます。

神庭次長
田中会長
神庭次長

はい、会長。

はい、どうぞ。

落札率が高いという部分と、見積回数が4回と多いというところについて、補足でご説明させていただきますと、落札率が高いということにつきましては、この案件が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、契約の性質又は目的が競争入札に適しないときに該当する随意契約として1者の見積りにより契約を行ったものでございまして、競争性が無いというところで、落札率が高くなったのではないかという具合に考えております。また、見積回数が4回になったということにつきましては、先程、案件20のところでも申し上げましたとおり随意契約の工事請負契約で予定価格を設定しておりまして、事前に公表しませんので、そこに達するまで、相手方が対応できるまで何回でも見積書を徴取するというところで、4回目の見積りで予定価格に達したというところだと思います。以上でございます。

田中会長
村山委員
田中会長

はい、ありがとうございます。村山委員さん、良いですか。

はい。

その他の委員さん何かありませんか。それでは、次に進みます。案件ナンバー31番、リサイクルプラザ外壁排気フード等補修工事、抽出は前谷委員さん。よろしく願いいたします。

前谷委員

書いてあるとおりで、2者辞退された、価格が折り合わなかったということなんでしょうけども、西部広域の方ではどういうふうに考えられておられているのかなと聞きたくて出しました。

田中会長
安藤次長

はい、よろしく願いいたします。

2者辞退した理由でございますが、辞退した2社のうち1社については、辞退届に「工期内に施工完了が困難なため」と明記がございました。当該工事の施工期間は約2ヶ月間で、施工内容と照らし合わせても十分な工期と考えておりまして、辞退した業者側に工期内に施工が出来ない都合が発生したのではな

いかと推察しております。もう1社につきなしては、辞退した理由が現有書類等で確認できなかったために、この度、聞き取り調査を行いました。その結果、「他の現場が重なり、現場代理人の手配が出来なかった」との回答を得たところです。したがって、辞退理由が見積合わせ参加業者の都合によるものであるために、致し方ないものだと考えております。以上でございます。

田中会長 前谷委員さん、よろしいですか。

前谷委員 分かりました。

田中会長 その他の委員さん、これについて何かございますか。よろしいですか。それでは、次に進みます。案件ナンバー35番、リサイクルプラザ古紙梱包設備補修工事、前谷委員さん、よろしく願いいたします。

前谷委員 これも、さっきからの話で、落札までの見積りの回数が5回もというのは何でだろうかと思っていたのですが、さっきからの説明で大体は分かったつもりでおりますけども、何か違うことがあれば。

田中会長 それでは、改めて事務局からお願いします。

安藤次長 5回の見積りで落札しております。設計ですが、材料費については見積り可能な業者3者に見積りを依頼して、そのうち1者が辞退して、2者からの見積りを徴取して安い方に査定率を掛けて設計書の部品金額としております。また、工数については、過去の古紙梱包設備の設計書や施工状況から施工に足る工数を設定して積算しており、設計については妥当なものであったと考えております。しかしながら、金額が折り合わず、何度も見積り合わせを実施する状況が発生したことにつきましては、設計で採用した部品見積りを提示した業者が見積り合わせの段階で工期的な理由で辞退したということが一つと、また、残った業者が1社となって、これも先程から説明しておりますけども、出来るだけ高額で落札したいということで、小さい幅の見積りを繰り返したため回数が多かったものと考えております。以上でございます。

田中会長 説明が終わりました。よろしいですか。

前谷委員 はい、分かりました。

田中会長 その他の委員さん、何かございませんか。無いようですので、次に進ませていただきます。業務に移ります。ナンバー業2、米子消防署南部出張所耐震診断及び補強計画策定業務委託、抽出者は勝田委員さんです。よろしく願いいたします。

勝田委員 業務委託の2番、3番の2件でございますけども、この案件は取り下げさせていただきます。

田中会長 業務委託の2番、3番は取り下げとします。それでは次に進みます。業務4、米子消防署皆生出張所測量設計業務委託、前谷委員さん、お願いをいたします。

前谷委員 全体計画がどのようになっているかの確認です。場所の移転は無いんだろうなということの確認も併せてお願いします。

藤山課長 はい、会長。

田中会長 はい、どうぞ。

藤山課長 消防局総務課長をしております藤山と申します。どうぞ、よろしくお願ひいたします。前谷委員様からのご質問について、ご回答申し上げます。皆生出張所と申しますのが、高度救助隊という救助隊を配してござりまして、全管内、西部市町村に出場する隊でござります。現在、ここの皆生出張所の新築移転工事ということで計画を進めさせていただいております。全体の計画といたしましては、昨年度、測量設計を行いまして、用地の取得をしております。現在の皆生出張所の位置から医療センター側に移転をいたしまして新築をするものでござります。本年度でござりますけれども、建築主体工事の基本設計及び実施設計を現在、策定中でございます。工期といたしましては、年度内を目途に実施をいたしてござります。それと併せまして、新しい場所の地質調査を行ってるところでござります。今後でござりますけれども、秋頃から年内にかけて土地の造成工事を行いまして。これは秋までに入札を実施いたしまして、進めてまいりたいと考えてござります。そして28年度、29年度、2カ年を掛けまして新築の庁舎の工事を行いまして、最終29年度にありましては、現在の51年度に建てました古い庁舎を取り壊しまして、更地に戻します。その解体の工事を行いまして、土地の所有者でござります米子市さんの方へ更地にして返還するという、全体の計画でござります。以上でござります。よろしくお願ひいたします。

田中会長 よろしいでしょうか。

前谷委員 ありがとうございます。要するに、28、29年度に工事して、29年度中に供用開始ですか。

藤山課長 29年度、時期はまだ明確ではござりませんが、29年度中に業務を開始させていただきたいと考えてござります。

前谷委員 場所的には良いところですね。ありがとうございます。

田中会長 よろしいですか。

前谷委員 はい。

田中会長 その他の委員さん、よろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり。)

田中会長 大体、抽出案件は終わりました。全体的に委員の皆さんでご意見ご質問がありましたら、どうぞ。無いようですので、審議案件は終わりにいたしますが、事務局さん、まとめの時は傍聴者に入ってもらいますよね。ちょっと確認してください。

林原係長 確認してきます。

田中会長 傍聴者は帰られたようですので、傍聴者がおられません、本日の会議のまとめに入りたいと思います。審議会の意見を管理者に申し上げるようになってござります。委員の皆さんからの抽出案件については、そんなに申し上げるような理由は無かったのかなと思っておりますが、是非、委員さんの方で、これは管理者の方に持ち上げて欲しいということがありましたら、この抽出案件、或いはその他全般的なことについてご意見をいただきたいと思います。ご意見のありま

す方、どうぞ。

前谷委員 一つ該当するか分からないんですけども、一番最初に私が質問した参集方式の入札で参加者が1者となった場合の入札の取扱いについてというところで、1者の場合は再度広告して募集をかけて、また1者だったら、その者と随契による契約を行うやり方をされているようで、今年の5月からなので、すぐに止めた方がいいとは言いませんけども、ある程度、応募者が同じ人がまた来たりとかということになると、何かそれもおかしい気がするので、この辺の見直しを考えた方がいいと思います。

田中会長 前谷委員さん、どの辺りの記述ですか。

前谷委員 一番最初の報告事項です。資料1。例えば、入札は時間を決めて、ビシッとやって、入ってこれないように入札して、それを実行してやったという経験があって、1者しか無かった場合、もう一回公告して、また同じ者が来たらやるというのは、何か無駄なことをされている気がするので、5月から始まって、もう少し実績をみて、このやり方が実効性があるかを見られて・・・。

田中会長 繰り返すことによって、参加型を広く周知して、万全を期したということでしょうね。

神庭次長 ちょっと、ご理解が違う可能性がありますので、ちょっとご説明させていただきますと、1者の場合は競争性が無いのではないかという議会からご指摘いただきまして、うちは参加希望型ですので、どなたでも参加できる機会が確保されている中での1者なので、競争性があるということで、1者でも入札をしておったんですが、1者で入札しても競争性は無いでしょという言い方でしたので、検討させていただきますということで、検討いたしまして、申し込みが1者だったときには、1回目は中止します。2回目も1者で来られたら、それもやりません。それで随契にしてしまいます。ですから、1者の場合は、もうしないということです。

前谷委員 と、思ったんですよ。広報誌というものがありますよね、その配送の入札をしたときに、何者かある業者のうち1者が遅れてきたことがありました。仮にその時に、2者だった場合には、1者しか結果として来られなかったと、そうすると、その入札自体は取止めになるので、じゃあ、もう一回しましようということになりますよね、この話だと。そうすると遅刻して来れなかった業者に、またチャンスが来るみたいな気がしたので、こういった実績をみられて、もう一回考えられてもいいんじゃないでしょうか。ちゃんと時間を守れよという話です。

神庭次長 確かにそういう話もあると思いますが、ちょっと、米子市さんとは微妙にやり方が違うんですが、うちの入札方法の中核部分を参考にさせていただいてます米子市の方と摺り合わせをしております、米子市も1者入札の場合、こういう対応をしているものですから、質問された議員さんは米子市選出の議員さんでございますので、今、おられませんけども、県会に行かれましたので。そういうこともあって、米子市のやり方をベースに考えられるものですから、同

じようにしていないということで、競争性が無いのではないかというご指摘でしたので、制度を参考させていただいている米子市のやり方と摺り合わせて同じように改善したと。

田中会長 郵便入札ではないんですか。

神庭次長 では、ないです。物品とか、役務とか集まってきてやる場合です。郵便の場合は行います。

田中会長 分かりました。前谷委員さんから、そういうご意見が出ておりますけども、その他の委員さん、どうでしょうか。

村山委員 先程から実際に効果があったかどうかの検証をしていただいと、始めたからにはその上で判断するのが。実際、何が原因で2回目やって、集まるというのはどういう原因なのか分からないところがありますが、実務に詳しくないので。ただ、米子市の事例とかで一回目の入札で参加者1名で、2回目やったら2者以上集まったとは、どういった理由があるのかなと、そういった分析をしていただければ、もしかしたらその辺の対策をすれば、2回もしなくていいのかなと思ったりします。その当たりの分析といいますか、今後の検証をしていただいと、その結果で効果があれば続けてと思います。

田中会長 何か説明がありますか。

八幡局長 この参集型の入札について、組合議会の議員さんからいわれたという中で、米子市もそういうやり方をやられている。特に入札とか、こういうものについては公平、適正な価格であったりとか、目指すために改善をしているわけがございます。今回の見直しについても、参加者が1者で、単純に1者で来たからもう一人いないから競争性が無いよということの部分だと思います。議員さんからの指摘。そういう指摘がある中で、それを突き進むというものにはそれなりのまた理由が当然必要になるということになりますし、改めて今までしたことない、また米子市がやっているという事例もございますので、今回見直しをさせていただいて、その効果、逆に言いますと現時点で2件あったよと、2件のこういう入札の状況がありましたよということですけども、1者で止めて再入札の時に2者来たという事例はございません。実際の話は。ただそれは、私どもが最初の資料でも言いましたように、広報の仕方というか、伝え方が足らなかったんじゃないかというご指摘もございましたので、そういうことも重々やっていきながら、この制度を数年間、或いはちょっとの間でもさせていただいて、そこでの効果なり、またその辺の検証をして、無駄か、手間暇かかるだけだよということであれば、見直しをすればいいし、逆に効果があるということであれば、続けていく改善していくとしていきたいと思います。

田中会長 よろしいですか。

前谷委員 はい。

田中会長 他の委員さんもありましたら、どうぞ。議員さんの発言で、見直しをされたということの、1年ですよ、そのことについて我々、審議会委員が真っ向から反対するようなことはどうかという気もしますので、しばらく局長さんが

言われたように何年かやって、それでも前谷委員さんの意見のように無駄じゃないのということであれば、また審議会で議論することにさせていただきますか。

前谷委員

はい。

田中会長

その他の皆さん、ご意見ありましたら。ございませんか。審議会会長の私事ですが、何かのご意見番というのか意見団体はそれでも一つくらい言うのが普通でないかと思いながらきましたけども、今年は無いですね、初めて意見無しでよろしいでしょうか。どうでしょう、小林委員さん。

小林委員

はい。

田中会長

村山委員さん、どうですか。

村山委員

いや。瑕疵の話の後半で、専門的な知識が必要だから特定の業者にとというのがありました。難しい話であるというのは重々承知なんですけども、それに対する何らかの、先程、他の市町村等の事例を参考にという話もありましたし、定期的にその設計図ですとか、そういうものの公開を働きかけている話もございましたので、その辺のところを継続的に努力していただきたいと、実際の入札金額が他の入札のあれと比べてですね、どれくらい率が高かったのか、その辺の分析とか調査をしていただけたらいいのかなと思います。

田中会長

その辺、事務局、きちんと聞いていただけましたでしょうか。村山委員さんから発言ありました。意見無しよりも継続してその当たり努力して欲しいという意見ですよ。

村山委員

そうですね。

田中会長

そういう意見を局長さんの方に上げるということ、勝田委員さん、うなずいていただいているようなんですけども。

勝田委員

よろしいと思います。

田中会長

前谷委員さんは。

前谷委員

はい。

田中会長

事務局さん、分かりましたか、今の村山委員さんの気持ち、その辺を上手に表現してください。努力は認めておられる訳ですから。そのことを継続してということ。それを一つあげるといことにします。その他、ありませんか。その1点でよろしいでしょうか。（「はい。」という声あり。）それでは、まとめといたしましては、その意見ということで、事務局さんに文章化していただいて、また皆さんにご覧いただくということにさせていただきます。それでは、その他に入ります。事務局の方は。

八幡局長

ございません。

田中会長

委員さんの方は。

（「ありません。」という声あり。）

（日程5）閉会

田中会長

よろしいですか。それでは、今年度の第1回建設工事等入札・契約審議会を

以上で終わらせていただきます。それぞれの委員さんから忌憚のないご意見もいただきました。事務局の方もよろしくお願ひしたいと思いますが、今後につきましても、適正な入札制度の運用をお願ひして閉会のあいさつにしたいと思ひます。ありがとうございました。

閉会 16:20